

平成18年度

# 消費生活相談報告書

北海道立消費生活センター

・本書は、消費生活相談情報が蓄積されている「全国消費生活相談情報ネットワークシステム」(通称:PIO-NET ~パイオネット。独立行政法人国民生活センター運営)のデータベースをもとに、平成18年度に北海道立消費生活センターへ寄せられた相談情報を分析し、消費者被害の未然防止・拡大防止に役立てることを目的に発行しているものです。

・本書記載内容の転載等につきましては、下記までお問い合わせください。

(本書に関する問い合わせ先)

北海道立消費生活センター相談部 (電話) 011-221-0110

この報告書は、古紙100%の再生紙を使用しています。

## はじめに

道では、消費生活行政施策の一環として、道民の消費生活の安定と向上を図ることを目的に北海道消費生活条例を制定しています。また、消費生活行政の第一線の推進機関として「北海道立消費生活センター」を位置づけ、消費者から寄せられる消費生活に関する苦情や問い合わせ等の解決のため助言、情報提供、斡旋等を行っています。本書は、平成18年度に消費者の皆様から北海道立消費生活センターに寄せられた消費生活相談の内容をまとめたものです。

平成18年度に寄せられた消費生活相談は11,168件で、苦情が10,096件と9割を占めています。また内訳では地域相談所を含む前年度との比較では4,077件減少、地域相談所を除く前年度との比較では1,056件増加しました。

平成18年度の特徴としては、昨年度多かったパソコンや携帯電話などの有料情報提供サービス利用料の請求が、減少したものの依然として上位となっています。また、身に覚えがなく何の契約か特定できないものに関する請求、融資に際して保証料を支払わせるなどの手口に係わる相談も多数寄せられています。

相談内容を商品・役務別で見ると、「商品」に関するものでは、商品を特定することのできない「商品一般」、資格取得用教材や教養娯楽教材などの「教養娯楽品」、ふとん類などの「住居品」、アクセサリーなどの「被服品」などに係わる相談が多く寄せられています。

「役務」に関するものでは、携帯電話の有料サイト利用料に係る不当請求といった電話情報提供サービスなどの「運輸・通信サービス」、いわゆるサラ金やヤミ金融、多重債務などの「金融・保険サービス」、賃貸アパートや電話機リースなどの「レンタル・リース・貸借」についての相談が多く寄せられています。

また、相談内容別にみると、「契約・解約」に係わるものが最も多く、次いで「販売方法」、「価格・料金」に係わるものが多くを占めています。

本書には相談事例も掲載していますので、消費生活相談の一助として、また、消費生活行政の参考としてご活用いただければ幸いです。

平成19年10月

北海道立消費生活センター  
所 長 辻 富 美 子

平成18年度  
消費生活相談報告書

平成19年10月発行

編集・発行 北海道立消費生活センター  
〒060-0003  
札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟  
電話（代 表）011-221-0110  
（相談専用）050-7505-0999  
FAX（共 通）011-221-4210  
URL <http://www.do-syouhi-c.jp/>

北海道立消費生活センターは、社団法人北海道消費者協会が設置者の北海道から指定管理者の指定を受けて管理・運営しています。

[指定管理者] 社団法人 北海道消費者協会

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟  
電話（代 表）011-221-4217 FAX 011-221-4219